

# 防府市空家等対策庁内連携会議設置要綱

平成27年4月22日制定

## (設置)

第1条 防府市内に存在する空家等の対策について、関係部局が連携して対応するために必要な事項の検討を行うため、防府市空家等対策庁内連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 連携会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 空家等対策計画に関する協議
- (2) 空家等対策に係る事業・制度に関する協議
- (3) 特定空家等に関する協議
- (4) その他必要な事項

## (組織)

第3条 連携会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 会長は、土木都市建設部次長をもって充てる。
- 3 副会長は、都市計画課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

## (会長及び副会長)

第4条 会長は、連携協議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

## (会議)

第5条 連携協議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長は会長をもって充てる。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、当該委員が委任した者にその職務を代理させることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 連携会議に空家等利活用推進部会、空き家対策防府モデル事業推進部会、財産管理制度活用等検討部会及び特定空家等措置検討部会を置く。

2 部会は、連携会議の委員のうちから別表第2に掲げる委員をもって組織する。

3 前3条の規定（前条第1項会議の招集に関する部分は除く。）は、部会に関して準用する。

第7条 部会において決議された事項は、会長の決裁を経て連携会議の決議とすることができる。ただし、会長が特に必要と認めた事項については、更に連携会議に付議しなければならない。

(事務局)

第8条 連携会議の事務局は、土木都市建設部都市計画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補職名等
土木都市建設部次長 行政管理課長 防災危機管理課長 財政課長 課税課長 収納課長 政策推進課長 地域振興課長 文化振興課長 観光振興課長 くら し環境課長 クリーンセンター所次長 高齢福祉課長 農林水産振興課長 商 工振興課長 道路課長 都市計画課長 建築課長 開発建築指導課長 農業委 員会事務局長 消防本部予防課長 消防署長

別表第2（第6条関係）

空家等利活用推進部会

補職名等
土木都市建設部次長 財政課長 政策推進課長 地域振興課長 文化振興課長 観光振興課長 高齢福祉課長 農林水産振興課長 商工振興課長 都市計画課 長 建築課長 農業委員会事務局長

空き家対策防府モデル事業推進部会

補職名等
土木都市建設部次長 財政課長 政策推進課長 地域振興課長 道路課長 都 市計画課長 開発建築指導課長 消防本部予防課長

財産管理制度活用等検討部会

補職名等
土木都市建設部次長 財政課長 課税課長 収納課長 政策推進課長 都市計 画課長

特定空家等措置検討部会

補職名等
土木都市建設部次長 行政管理課長 防災危機管理課長 財政課長 課税課長 くらし環境課長 クリーンセンター所次長 道路課長 都市計画課長 開発建 築指導課長 消防本部予防課長 消防署長